

○多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱

令和3年3月31日多良木町告示第33号

多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の森林作業道を整備することにより森林整備の促進及び山地災害の未然防止を目的として、森林作業道の補修及び改良を実施する者に対し、予算の範囲内において整備に要する経費の一部を補助するものとし、その交付については、多良木町補助金等交付規則（平成17年多良木町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林作業道 森林整備及び特用林産物の生産を目的として設置しており、車輛の通行が可能な幅員が確保されている作業道（林内作業車等が通行することを目的とした機械作業道は除く）
- (2) 補修 台風等の自然災害により被災した作業道の修繕及び復旧
- (3) 改良 既存作業道における排水処理機能や木材搬出機能等の向上を目的とした構造物の設置等
- (4) 作業道管理者 作業道の維持管理を行う事業体、個人、管理組合等（国有林、林業公社、森林総研等の公営団体は除く）

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内に住所を有する作業道管理者とする。

(補助対象要件)

第4条 補助の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に属する森林作業道であること。
- (2) 森林整備補助事業等により開設した森林作業道でないこと。
- (3) 1路線当りの事業費が20万円以上であること。

(4) 主伐を目的として本事業を活用する場合は、再造林に務めること。

(5) 補助金申請については、原則として1路線につき年1回とする。ただし、台風等の自然災害により被災した森林作業道については、町長の判断により実施することができるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に別に定める書類を添付し、着工前に町長へ提出しなければならない。

2 前項における添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 収支予算書(別記第3号様式)

(3) 位置図(5万分の1及び5千分の1地形図)

(4) 補修及び改良箇所の現地写真

(5) 見積書の写し(請負による施工の場合に限る)

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(3) その他町長が必要と認める条件

(決定の通知)

第8条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容に次の各号に定める変更事由が生じたときには、補助金変更申請書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請路線の変更をする場合
- (2) 申請事業費に増減が生じた場合

2 前項において準用する第8条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(工事の着工及び完成報告)

第10条 補助事業者は、工事に着工したときは工事着工届(別記第8号様式)を、工事が完了したときは工事完了届(別記第8号様式)を速やかに町長に提出するものとする。

(補助金交付決定前着工申請)

第11条 補助事業者は、別段の定めのあるものでやむを得ない事情により、補助金の交付前に着工する必要がある場合には、交付決定前着工承認申請書(別記第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定前着工承認の通知)

第12条 補助金交付決定前着工の承認の通知は、補助金交付決定前着工承認書(別記第10号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書(別記第11号様式)に別に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 前項の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業成績書 (別記第2号様式)
- (2) 収支精算書 (別記第3号様式)
- (3) 補修及び改良箇所の竣工写真
- (4) 領収証等の支出金額が分かる書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内とする。

(補助金の額の確定)

第14条 補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書 (別記第12号様式) により行うものとする。

(補助金の請求等)

第15条 補助事業者は、補助金等の請求をしようとするときは、請求書 (別記第13号様式) を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、別記第14号様式の請求書によるほか、必要に応じ関係書類を添付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不相当と認める事実があったとき。

(関係書類の保管期間)

第17条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(書類の経由)

第18条 規則又はこの要綱に基づき町長に提出する書類は、所轄課長を経由しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（補助対象経費及び補助率）

	補助対象経費	通常の森林作業道補 修改良事業にかかる 補助率	補助金の 上限額
請負による施工	補修改良に係る事業費 （実行経費）	40%	50 万円
自力による施工	材料費・重機借上料等とし、労 務費等の事業実施者に係る経 費は対象外とする。	60%	

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

多良木町長 様

申請者 住所
氏名 印

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり多良木町森林作業道補修改良事業を実施したいので
多良木町森林作業道補修改良事業補助金 金 円を交付されるよう多良木町森
林作業道補修改良事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の種目
作業道（補修・改良）
- 2 事業を取り組む目的
※今後の施業計画や巡視等の目的を記載
- 3 補修改良の方法
（請負による施工・自力による施工）

添付書類

- 1 事業計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）
- 3 位置図（5万分の1及び5千分の1地形図）
- 4 補修及び改良箇所の現地写真
- 5 見積書の写し（請負による施工の場合に限る）

別記第2号様式（第6条、第12条関係）

年度事業計画（成績）書

1 路線名

作業道〇〇線 管理者：〇〇林業 作業道延長：〇〇m

2 事業の内容

※施工方法や延長を記載

- 施工種
- 施工延長
- 施工内容
- 予定工期

別記第3号様式（第6条、第12条関係）

収支予算（精算）書		
（1）収入		
科 目	予 算 額 (円) (精 算 額)	備 考
合 計		

（2）支出				
科 目	数 量	単 位	予 算 額 (円) (精 算 額)	備 考
合 計				

別記第4号様式（第8条関係）

多良木町指令第 号

申請者 住 所
氏 名

年度多良木町森林作業道補修改良補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度多良木町森林作業道補修
改良補助金については、多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第8条の
規定により、（次の条件を付けて）金 円を交付する。

年 月 日

多良木町長 印

補助の条件

※必要に応じて付すこと

年 月 日

多良木町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金変更申請書

年 月 日付け多良木町指令第 号で補助金交付決定通知のあった
年度多良木町森林作業道補修改良事業を下記のとおり変更したいので、多良木町
森林作業道補修改良事業補助金交付要綱9条第1項の規定により、関係書類を添え
て申請します。

記

- 1 補助金交付申請書 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 その他町長が必要と認める書類

多良木町指令第 号

申請者 住 所
氏 名

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度多良木町森林作業道補修改良事業の計画変更については、多良木町補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて多良木町森林作業道補修改良補助金 金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定したので、多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知する。

年 月 日

多良木町長 印

補助の条件

別記第7号様式（第9条関係）

多良木町指令第 号

申請者 住 所
氏 名

年度多良木町森林作業道補修改良事業計画変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度多良木町森林
作業道補修改良事業の計画変更については、多良木町補助金等交付規則第7条第2
項の規定により承認したので、多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第
9条第2項の規定により通知する。

年 月 日

多良木町長 印

多良木町長 様

住所
(補助事業者)
氏名 印

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付決定前着工承認申請書

年度多良木町森林作業道補修改良事業について、別記条件を了知のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第11条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 事業費（うち町補助金額） 円（ 円）
- 2 事業実施主体
- 3 実施予定年月日 年 月 日
- 4 交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、実施から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

別記第 10 号様式（第 12 条関係）

多良木町指令第 号
令和 年 月 日

住 所
申請者
氏 名

多良木町長 印

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付決定前着工承認書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付決定前着工承認申請につきましては、多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき承認しましたので通知します。

別記第11号様式（第13条関係）

年 月 日

多良木町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

年度多良木町森林作業道補修改良事業実績報告書

年 月 日付け多良木町指令第 号の交付決定通知に基づき多良木町森林作業道補修改良事業を実施したので、多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業成績書（別記第2号様式）
- 2 収支精算書（別記第3号様式）
- 3 補修及び改良箇所の竣工写真
- 4 領収証（写し）等の支出金額が分かる書類

別記第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者の氏名） 様

多良木町長 印

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け多良木町指令第 号で交付決定した 年度
多良木町森林作業道補修改良事業補助金については、多良木町森林作業道補修改良
事業要項第14条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

別記第13号様式（第15条関係）

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった多良木町森林作業道補修改良事業補助金として、下記の金額を交付されるよう多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要項第15条の規定により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

口座 振替払	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	口座名義		

年 月 日

(補助事業者) 住所
氏名 印

多良木町長 様

別記第14号様式（第15条関係）

年度多良木町森林作業道補修改良事業補助金 概算払前金払 交付請求書

年 月 日付け多良木町指令第 号で交付決定の通知があった多良木町森林作業道補修改良事業補助金として、下記の金額を交付されるよう多良木町森林作業道補修改良事業補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座 振替払	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	2 当座
	口座番号		
	口座名義		

事業費	補助金	概算払受領額 済	今回概算払額 申請	残額
円	円	円	円	円

年 月 日

(補助事業者) 住所
氏名 印

多良木町長 様